

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する **EECS***のデータベースからの抜粋 (IX)

(2010年10月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0910-01	金融負債の分類	3
EECS/0910-02	金融商品－ヘッジ会計	5
EECS/0910-03	収益認識	7
EECS/0910-04	無形資産	9
EECS/0910-05	非金融資産の減損.....	11
EECS/0910-06	連結.....	13
EECS/0910-07	株式報酬	15
EECS/0910-08	金融商品－開示	17
EECS/0910-09	非金融資産の減損の開示.....	19

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点（2010 年）では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/0910-01 金融負債の分類

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：流動負債

関連する基準書：IAS第1号（2005年）

執行決定日：2009年4月30日

発行者の会計処理についての記述

2008年12月31日現在、発行者は異なる複数企業からの長期借入債務があり、その借入条項では以下に関して（満たすべき）最低限の水準を含んでいた。連結ソルベンシー比率（持分（長期性の株式に準ずるものを含む）/総資産）、支払利息のカバレッジ（連結 EBITDA/純利息費用）、シニア及び総レバレッジレシオ（シニア債務及び総債務額のそれぞれ/連結 EBITDA）及びキャッシュ・フロー・カバレッジ。

2008年第4四半期における発行者の売上の急激な落込みにより、報告期間の期末日現在、連結ソルベンシー比率だけが上記の条件を満たしていた。信用条件を規定した文書によると、財務制限条項（コベナント）の違反は、発行者に猶予期間を与えることなく債権者に直ちに返済を求める権利を付与することになる。

2008年末にコベナントに違反することが予想されたため、発行者は第4四半期においてコベナントを免除する文書を入手すべく債権者との交渉を開始した。発行者は2009年3月に債権者からの免除文書を入手した。

発行者は2008年12月31日現在において、全ての借入債務を非流動負債に分類した。

執行決定

発行者は、発行者が借入債務を非流動負債に分類したことはIAS第1号第65項に従っていないと考え、2008年度の財務諸表において流動負債として表示しなければならなかったと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS第1号（2005年）第65項から第67項においては、長期借入契約への違反結果について明記している。第65項においては、「企業が報告期間の末日以前に長期借入契約に違反し、その結果、当該債務が要求払いとなる場合には、当該負債を流動に分類する。報告期間の期末日後、財務諸表の公表が承認される前に、貸手が違反の結果として返済を要求しないことに合意した場合も同様とする。当該負債は流動に分類される。報告期間の期末日現在で、企業はその返済を少なくとも12か月繰延べられる無条件の権利を有していない

いからである。」とされている。

2008年12月31日現在、発行者は一つを除き全てのコベナントに違反し、12月31日の期末日後債務の支払を少なくとも12か月繰り延べられる無条件の権利を有していなかった。執行者は、発行者が期末日現在債務不履行通知を受け取っていなかった事実は(表示とは)関係がないと考えた。12月31日の債務不履行通知は、必然的に期末日後に発行されるからである。

IAS第1号(2005年)第66項では、「報告期間の末日までに貸手が報告期間後少なくとも12か月間継続する猶予期間を与えることに同意している場合、企業は当該負債を非流動に分類する。ここで猶予期間とは、借手が違反を是正することができ、貸手は即時返済の要求ができない期間をいう」と追記している。しかし、本ケースにおいてはそのような事前の合意までは達しておらず、免除文書は2009年3月になり入手されていた。

IAS第1号(2005年)第65項はBC第22項により補完されており、期末に負債を分類する際に、貸手による期末日後の支払要求への免除の同意があったとしても、それを考慮してはならないと定めている。

番号：EECS/0910-02 金融商品－ヘッジ会計

事業年度：2009 年 11 月 30 日

論点の分野：金融商品－ヘッジ会計

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2009 年 12 月 20 日

発行者の会計処理についての記述

2007 年度及び 2008 年度において、発行者のスワップ取引の一部は IAS 第 39 号第 88 項に従って、キャッシュ・フロー・ヘッジの要件を満たしていた。当該スワップ契約は変動利付負債の将来の利払いの変動性をヘッジする目的で締結されていた。両年度において、ヘッジは有効であると考えられたため、その金融商品に係るヘッジ有効部分の利得又は損失はその他の包括利益として認識された。

2009 年 11 月末現在、発行者はヘッジの関係を解消し、スワップ取引を終結する目的で、2つの要素から構成される補償を支払った。①その他の包括利益で認識されたヘッジが有効な部分に対応するもの、②取引のあった期間に渡って、ヘッジの非有効部分に対応するもの。

発行者は 2009 年 11 月 30 日に終了した期間の財務諸表において、この取引に対するヘッジ会計の終了に、IAS 第 39 号の規定を適用しないことを選択した。発行者によれば、IAS 第 39 号を適用すれば、その企業の業績を適正に表示するという目的に反することになる。従って、発行者は IAS 第 39 号第 101 項(a)の特定の定めから離脱し、IAS 第 1 号第 19 項を参照し、補償の全てを損益計算書で認識した。

執行決定

執行者は、発行者の処理は IAS 第 39 号第 101 項(a)に従っていないと考えた。同項では、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合の会計処理について規定している。執行者は、発行者が IAS 第 1 号第 19 項を適用し、予定取引が発生するまでヘッジ手段に係る利得又は損失の累積額を区分して資本に計上し続けることを要求する基準から離脱することについては同意しなかった。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 101 項(a)では、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならないと定めている。このようなケースでは、ヘッジ手段に係る利得又は損失額の累積額は、予定取引が発生するまで、区分して資本に残さなければならない。

従って、スワップ取引終結時点で、発行者は負債として記帳されたスワップの公正価値に対して現金の支払を認識しなければならない。よって、取引終結日において、利得又は損失への影響はない。その他の包括利益に累積した利得又は損失の(損益への)再分類は、ヘッジされたキャッシュ・フローが損益計算書に影響を及ぼす期間に反映されなければならない。

更に、執行者は、基準の中のある定めに従うことが、フレームワークに示されている財務諸表の目的に反するほどの誤解を招く「極めて稀なケース」に発行者が直面していないという結論を下した。(IAS 第1号第19項)

番号：EECS/0910-03 収益認識

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：収益認識

関連する基準書：IAS第18号

執行決定日：2010年1月18日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、一定の期間に渡りスポンサーシップ収入を稼得できる契約を結んでいるサッカークラブである。そのスポンサーシップの見返りに提供される役務には、ウェブサイトへのアクセスや電子メールによるマーケティング、食事やその他のイベント付のサッカーの試合への入場権を含んでいる。これらの契約の中には、その期間が12か月未満のものもある。決算書からは、ほとんどの契約は2008年12月に締結されたことが見て取れる。

発行者の収益認識に関する会計方針は次の通りである。「スポンサーシップと役務は収益と費用の双方から構成されており、関連するそれぞれの会計年度で発生する。スポンサーシップは、他のビジネスコミュニティーのメンバーとのネットワーク作りと企業のサッカーの試合への入場の許可などを主たる目的としている、スポーツイベントへの参加で構成されており、拘束力のある契約を締結した日に認識される。期間12か月以上のこの性質のスポンサーシップ契約は、真実かつ公正な概観を与えるために、発生主義で会計処理される。

上記の会計方針に基づき、期間12か月未満のスポンサーシップ契約を、発行者は契約時点で全額収益認識していた。更に、契約期間に渡り異なる種類の役務提供も含む契約であることは考慮していなかった。収益を契約期間に渡り定額法で認識していた場合には、2008年12月期の資本は17%減少していたであろう。

執行決定

発行者は、12か月未満で終了するスポンサーシップ契約の収益認識はIAS第18号第20項に従っていないと結論を下した。同項では、役務の収益は、報告期間の末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しなければならないと定めている。

執行決定の根拠

IAS第18号「収益」第4項では、役務の提供は、典型的には、契約上合意された業務を合意された期間を通じて企業が履行することをいうと規定している。役務の提供に関する取引の成果を、信頼性をもって見積もることができる場合は、その取引に関する収益は、報告期間の末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しなければならない(第20項)。

この規定はこのような取引の全てに、契約期間に係らず適用される。よって、12 か月未満のスポンサーシップ契約の収益を契約期間に渡って発生主義で処理しないことに対して、法的な裏付け根拠はない。2 会計期間に渡るスポンサーシップ契約の収入は、その契約が締結された会計年度で全額収益認識することはできない。それは、単にその契約自体が複数年度に渡り拘束されているからである。

発行者は、スポンサーシップ契約においては、限られた義務のみを負っており（主として食事の提供に関連する）、本質的な役務の提供と見ることはできないと反論した。発行者は、自身の主張を補強すべく IAS 第 18 号の付録第 17 項を参照した。同項では、「入会金及び会費」について言及しており、「入会金が会員にその会員期間に提供される役務や出版物を受ける権利を与えたり、…中略…提供される種々の便益の時期、性質及び価値を反映する基礎により認識される。」と規定している。

執行者は、このケースのおかれた状況において、この定めが全額即時に収益認識することを認めているという発行者の考えには同意しなかった。発行者は、IAS 第 18 号付録第 15 項を参照することがより目的適合的であると考えた。そこでは、「芸術興業、宴会及びその他の特別な行事による収益」について取り扱っている。同項によると、収益は、「各々の行事で履行される役務の程度」を反映する基礎により認識されなければならないと規定している。

従って、執行者の総合的な評価によれば、スポンサーシップによる収益は、IAS 第 18 号第 20 項によれば、役務が提供され、サッカーの試合が行われた時に認識されなければならない。実務上、企業は第 24 項及び第 25 項の指標により、役務の提供が信頼性を持って測定される方法を適用しなければならない。

番号：EECS/0910-04 無形資産

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：無形資産

関連する基準書：IAS第38号

執行決定日：2009年9月19日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、オークションの価格及びインデックスを取り扱う芸術品市場で事業を行っている。5年間（1999年から2004年）に渡り、芸術品のオークション記録（絵画、版画、ポスター、スケッチ、細密画、彫刻、展示品、写真及び織物）を保存する内部の電子データベースを開発してきた。当該データベースは、年間の申込みと引き換えに利用者がアクセスすることが可能となっている。申込料は発行者の総収益の95%を占めている。当該データベースは、IAS第38号に従い、発行者の財務諸表に無形資産として認識されており、報告期間の末日の総資産の52%を占めている。

当該データベースは償却されておらず、以下の理由から耐用年数を確定できない無形資産として考えられていた。

ーデータベースの見積り利用期間について予見可能な制限がない。

ー技術上又は商業上の陳腐化が生じる予見可能なリスクがない。データベース上のデータは、現在の芸術品のオークション記録を考慮して定期的に更新されている。データベースを維持、更新する費用は損益計算書で認識される。

ーデータベースのデータに帰属する法的な制限はない。また、その結果発行者のデータベースの支配に対する予見可能な制限はない。

発行者は、データベースの開発完了以来、維持と更新に関連する全ての費用を損益計算書で認識していたことを執行者に確認した。結果として、データベースの総帳簿価額は、2004年から2008年にかけて変わらなかった。当該データベースは、資金生成単位と見なされており、IAS第36号に従い年次の減損テストが行われる。発行者は、回収可能価額は使用価値であり、割引キャッシュ・フロー法を利用して決定されていると開示していた。当該データベースに対する減損損失は記録されなかった。

執行決定

執行者は、IAS第36号第8項及び第75号に従い当該データベースが耐用年数を確定できない資産であり、減損テストの結果により補完されるという会計処理を受け入れた。

執行決定の根拠

発行者は、IFRS への移行日にそのデータベースを無形資産として認識した（2004 年 1 月 1 日が開始貸借対照表日である）。

無形資産の耐用年数の査定については、執行者は、特に下記を考慮して、IAS 第 38 号第 90 項に示される要素を分析した。

－「企業が予定する使用方法、及び他の管理者チームによる資産の有効な運営の可能性」。発行者のビジネスモデルは、総売上額の 95%を生成するデータベースの存在に依存している。更に、当該データベースは、他のチームにより管理されることもできる。

－「技術上、技術工学上、商業上又はその他の要因による陳腐化」。当該データベースは、定期的に維持、更新される。データは、データベースに保存され、データベースの利用者が統計数値を作成できるようになっている。資産はデータベースであり、単独のソフトウェアではない。従って技術上又は商業上の陳腐化のいずれのリスクもかなり少ない。

－「資産からの期待される将来の経済的便益を入手するために必要となる維持支出の水準、及びその水準を達成するために必要な企業的能力」。データベースの能力の水準を維持し、それによって将来の経済的便益を入手するために必要とされる支出は、データベースが最低 5 年間に渡り無事に稼働していることから、合理的な水準である。

－「資産を支配する期間、及び資産の使用に関する法的又は同様の制限」。発行者はデータベースの法的な所有権を持ち、データベースの利用について法的な制限はなく、従って、データベースへの発行者の支配に予見可能な制限はない。

番号：EECS/0910-05 非金融資産の減損

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：非金融資産の減損

関連する基準書：IAS第36号

執行決定日：2009年12月

発行者の会計処理についての記述

発行者は、不動産への投資及び開発を行っている。2008年12月31日現在、小売（ショッピング）センターへの投資が、発行者の総投資の主たる部分を占めていた。発行者は、賃貸収入や価値の増加により潜在的な成長が見込める既存のショッピングセンターを取得することに注力していた。開発活動は発行者の主力事業ではない。

投資不動産の取得は、通常当該不動産を保有する「受け皿」企業を買収することで実現している。当該「受け皿」企業は当該国の税務上の恩典を利用する目的か、当該不動産の売却益への課税負担を最小化するために設立される。通常の「受け皿」企業のストラクチャーでは、不動産価値の増加に伴い所有者に課される法人税の繰延が認められている。

発行者の意図するショッピングセンターの運営は、当該センターの集中管理と清掃や維持などの運営サービス契約という特徴がある。また、テナントとのリース契約もある。これらの契約の結果、ショッピングセンターは、所有者が事業として個別に管理することができる。従って、発行者と執行者はともに、IFRS第3号で規定された事業を含んでいるため、受け皿企業の取得は企業結合に該当すると考えた。

「受け皿」企業の株式の100%を取得するために支払った価格は、通常当該不動産の公正価値により計算され、運転資本、長期負債及び繰延税金負債についての調整がされている。この特定のケースでは、運転資本及び長期負債との間に更なる関連性はない。

発行者の財務諸表では、企業結合により取得された投資不動産は、取引日の公正価値で認識されている。投資不動産の公正価値と税務計算目的の取得価額（税務基準額）との差額は、繰延税金負債となり、IFRS第3号の規定に従い名目価値で測定される。その後、発行者は投資不動産に公正価値モデルを適用している。

発行者は決算書においてのれんの減損テストの会計処理を開示していなかったが、執行者からの問い合わせがあったため、追加的な情報を提供した。

繰延税金負債に直接関連するのれんは、その繰延税金負債が当初の認識額を下回る場合

にのみ減損したと考えられている。不動産価格が下落するか、あるいは、当該国の税法が変更される場合にはこの価額が低下することになる。繰延税金負債がのれんに等しいか、あるいはそれを上回っている限り減損損失は認識されない。繰延税金負債が認識されたのれんを下回った場合、発行者はのれんと繰延税金負債との差額を減損損失とする。

発行者は、のれんのほぼ全てが繰延税金負債により生じており、この業界では、のれんをこのように会計処理することが通常であると述べて、発行者自身の会計処理を説明した。

執行決定

執行者は、のれんの回収可能価額の算定技法及びその技法の根底にある仮定が開示されていないため IAS 第 36 号第 134 項の規定に違反していると考えた。同項は、回収可能価額の算定のための基礎及びその基礎となる主要な仮定を開示することを求めている。更に執行者は、回収可能価額の決定に利用される基礎は売却費用控除後の公正価値でなければならないと考えた。

執行決定の根拠

企業結合を通じた投資不動産の取得により、不動産投資会社が認識したのれんは、通常、IFRS では、繰延税金負債は現在価値ではなく名目価値に基づくということの結果から生じる。IFRS はこの不一致を認識しており (IAS 第 36 号 BCZ 第 86 - 89 項及び BCZ 第 86 - 87 項)、IAS 第 12 号の原則が優先して適用される。

不動産と繰延税金負債の公正価値は共に、企業結合の取得価額に反映されている。この取得価額と IFRS 第 3 号での認識額 (繰延税金は名目価値で計算される) との差額は、取得企業の貸借対照表ではのれんとして認識される。

IAS 第 36 号第 80 項によると、のれんは減損テスト目的で資金生成単位 (CGU) と認識された各投資不動産へ配分される。定期的に、少なくとも年に一回、CGU の回収可能価額は帳簿価額と比較される。比較の結果、マイナスとなった場合は、減損損失はまずのれんに配分される。更なる差額 (減損損失) は IAS 第 36 号第 104 項に従い、投資不動産価値に対してその後配分される。

回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいう。

使用価値は、IAS 第 36 号第 50 項(b)が要求するとおり、法人所得税控除前の価値である。結果的に、回収可能価額が使用価値に基づく場合、認識されたのれんを取引の初日に評価減しなければならない。

売却費用控除後の公正価値は、繰延税金を考慮した税引後の価値である。IAS 第 36 号第 78 項によれば、繰延税金負債は、CGU の帳簿価額の計算に含まなければならない。なぜならば、取引価格には繰延税金の影響が含まれており、購入者は税務リスクを想定しているからである。

この前提により執行者は、のれんの減損テストは、のれんと発行者が計算した繰延税金負債の名目価値との差額ではなく、売却費用控除後の公正価値に基づかねばならないと考えた。財務諸表には、のれんの減損テストに関連している CGU の帳簿価額の決定にあたって、繰延税金を考慮したことが開示されなければならなかった。また、回収可能価額は売却費用控除後の公正価値であることも開示されなければならなかった。

番号：EECS/0910-06 連結

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：連結

関連する基準書：IAS第27号

執行決定日：2010年2月22日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、グラフィック及びITを基盤とするコミュニケーションのソリューション提供事業を行っている。2008年11月1日に、発行者は全額出資子会社A社の株式の50%を第三者であるB社に売却した。B社はA社と同じ業界で、国際的に大規模な事業活動を行っている。この投資の回収は、業界内の協調を理由として行われた（両社が同じ業界に属しているため）。

しかし、発行者は、連結財務諸表において、A社を子会社として扱う会計処理を継続していた。

発行者は、この会計処理を行う主たる理由はB社との契約にあると説明した。その契約においては、発行者はA社の事業上及び財務上の方針へ一般的な支配権を行使することが定められていた。しかしその契約では重要な意思決定の多くが双方の株主（発行者とB社）の合意を必要とするとも定められていた。発行者は、A社の取締役会の4名のうち3名を選任していた。

株主間契約では、双方の合意は下記について定められていた。

- ・ A社の事業活動の重要な変更、企業の取得又は売却
- ・ 事業計画からかい離する計画又は予算
- ・ 取得、投資の売却又はリストラクチャリング
- ・ 会計方針
- ・ 配当金の支払
- ・ 財務又は通常でない保証契約
- ・ 33,000ユーロ超の資産の取得、リース又は売却
- ・ 例えば12か月に及ぶ販売契約など、重要な契約の締結又は変更
- ・ 独占契約
- ・ 上層部の従業員の雇用、雇用条件若しくは職責の変更又は解雇
- ・ 関連当事者に対する報酬又はその他の条件の変更、及び
- ・ その他の重要又は通常でない事業上の取引。

更に、発行者の意思決定力は、発行者が A 社に信用供与枠を提供することを条件としている。

執行決定

IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」によれば、発行者は、A 社を支配していないため、連結の範囲から除外することが必要になる。

執行決定の根拠

IAS 第 27 号第 13 項では、一般的に企業がある企業の議決権の過半数を所有している場合には、支配が存在すると推定される、と規定している。同項では更に、所有する議決権が過半数以下の場合で支配が存在する状況を定めている。

この背景に対して、発行者は IAS 第 27 号第 13 項(b)を参照し「法令又は契約によって、企業の財務方針及び経営方針を左右する能力」がある場合は、議決権が過半数以下の場合であっても支配があるとする規定を根拠に A 社を支配していると反論した。

執行者は、提示された株主間契約では発行者が A 社を明確に支配しているとは考えられないとした。契約における通常の事業活動における意思決定の制約（例えば、一定額以上の資産の取得、上層部の従業員の雇用又は解雇、配当の支払い若しくは借入枠の設定に関しての株主間での合意）が、発行者が A 社を支配していない兆候を示していた。

発行者は、株主間契約に記載された種類の意思決定に関して双方の合意を要することは、その業界では慣習となっており、その制限は支配力への障害となっていないと反論した。

しかし執行者は、その契約は事業上及び財務上の意思決定についてあまりに多くの重要な制約を含んでおり、A 社を支配していないと考えた。更に、もし A 社が自身で信用枠を確立したら、株主間契約の有効性が失われることも指摘された。株主間の同意は、全ての重要な意思決定に必要とされており、発行者は議決権の過半数を占める取締役会の地位を利用することができない。

番号：EECS/0910-07 株式報酬

事業年度：2008年9月30日

論点の分野：株式報酬一付与日

関連する基準書：IFRS第2号

執行決定日：2009年12月

発行者の会計処理についての記述

発行者は、投資ファンドを立ち上げて管理業務を行っており、時にはそのファンドに共同で投資を行う。

IFRS財務諸表の注記では、従業員へのインセンティブ契約の一部として設立された従業員給付信託についての詳細を開示していた。当該注記では、2008年9月30日終了年度まで3年間にわたり、従業員へ18,250,000株式の発行を行うスキームとなっていた。

また、その注記においてIFRS第2号の規定から計上される当該スキームの費用を、当該スキームが承認された2005年2月4日の普通株式の中値6.375pで算定したと説明していた。さらに注記によれば、この日は、スキームの実質的にすべての取引条件が関係者により合意された日であったため、従業員への全株式の発行に関する付与日であると合意されたと説明されている。

執行者と発行者のその後のやり取りでは、そのスキームはストック・オプションの従業員への付与を含んでおり、それは従業員が発行者により3年間雇用され続け、かつ一定の業績に連動することが権利確定条件となっていた。発行者は従業員に、2005年・2006年・2007年9月30日にそれぞれ3つのトランシェに分けてオプションを付与した。発行されるオプション数は毎年同じであり、従業員の権利行使価格は、従業員が払込を行う必要はないという点で同一であった。しかし、各年度の各従業員への配分は異なっており、スキームの2年目・3年目に加入した従業員にも付与されていた。発行者によると、オプション数は年次で従業員に周知され、具体的な業績連動型の権利確定条件も年次で設定されていた。

執行決定

執行者は、費用は基準が定める付与日ではない日付の株価を適用して算定されていたことから、発行者がIFRS第2号「株式報酬」に従って、ストック・オプションの会計処理を行っていないと考えた。その後の年度に付与された権利に関連する費用は、各トランシェの付与日を基に決定されなければならなかった。

執行決定の根拠

関連する規定は、同基準付録 A に含まれる付与日の定義にある。ここで付与日とは、「企業と他方の当事者が株式報酬契約に合意した日であり、その時点で企業と相手方が当該契約の条件について理解を共有する。」としている。更に付録では、「付与日において、企業は、所定の権利確定条件が満たされることを条件に、現金、その他の資産又は当該企業の資本性金融商品に対する権利を相手方に授与する」と規定している。執行者は、発行者にこの定義をどのように適用したのか質問した。

発行者は、3つのトランシェに対する全オプションの付与日である 2005 年 2 月 4 日で会計処理したと説明した。執行者は発行者に、「共通の理解」には付与されるオプションの実際数を少なくとも含まねばならず、したがって付与日は個々の従業員がオプションの付与を知らされた日でなければならないと伝えた。

発行者は、執行者の考え、つまり、契約条件の共通の理解は、オプション数及び具体的な業績条件が関係する従業員に周知された日付によるということを受け入れた。従業員は年次で付与を知らされたため、算定に用いられた株価は更新された付与日に基づかねばならないということにも従った。

番号：EECS/0910-08 金融商品一開示

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：金融商品一開示

関連する基準書：IFRS第7号

執行決定日：2009年11月17日

発行者の会計処理についての記述

2008年度の決算書で、発行者はIFRS第7号第34項から第36項に規定する信用リスクに関する定量的情報を開示した。

発行者により開示された情報は、償却原価で測定された貸付金と公正価値で測定された貸付金を単純に区分していただけであった。しかし、発行者の貸付金のポートフォリオの特徴は、複数の重要なエクスポージャーや信用融資に加えて、不動産についての重要なエクスポージャーがあったことを示していた。

監査人の意見は、経営陣の開示した貸付金及び担保についての認識及び測定に関する箇所へ注意を引くように強調した文言を含んでいた。貸付金及び担保の測定に関する不確実性は、長文式の監査報告書にて強調されていたが、それは取締役会と執行者のみが利用できた。

執行決定

執行者は、発行者の会計方針が、IFRS第7号第6項又は付録B、適用ガイダンスB第3項に従っていないと考えた。その基準が要求する開示では、金融商品を適切に分類することとされている。

執行決定の根拠

IFRS第7号第6項は下記の通りである。

「本基準が金融商品の種類別の開示を要求している場合、企業は開示する情報の性質上適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れた金融商品のグループに分類しなければならない。企業は、財政状態計算書上に表示される項目との照合ができるようにするために十分な情報を提供しなければならない。」

IFRS第7号付録B第3項は下記の通りである。

「状況に鑑みたと、企業は、本基準の要求を満たすためには、どの程度詳細に開示を行い、その要求の異なる側面について、それぞれ、どの程度強調すべきか、そして異なる特徴を有する情報を結合することなく、全体像を表すのに情報をどの程度合算したらよい

かを判断することになる。」

執行者の意見は、全ての事実及び状況を鑑みると、発行者は IFRS 第 7 号第 34 項から第 36 項に規定する定量的な情報を開示していなかったというものである。なぜなら、不動産、重要なエクスポージャー及び信用融資に関する信用リスクのエクスポージャー情報を開示していなかったためである。

番号：EECS/0910-09 非金融資産の減損の開示

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：非金融資産の減損－開示

関連する基準書：IAS第36号

執行決定日：2010年1月7日

発行者の会計処理についての記述

2008年12月31日現在、発行者の総資産の30%はのれんであった。減損テストの結果、厳しい金融及び経済環境を理由として、のれん残高の19%を減損損失とした。

発行者は、資金生成単位の回収可能価額は使用価値を基にしたと連結財務諸表に開示した。発行者は税引前割引率を開示したものの、減損テストでは税引後の割引率を適用したという説明をした。

執行決定

執行者は、税引前割引率を開示しなければならないと考えた。また、のれんを含む資金生成単位の減損テストの際の使用価値の算定においては、IAS第36号第55項及び付録AのA第20項に従い、税引前割引率を使用しなければならないと結論を下した。IAS第36号BCZ第85項では、税引前の割引率は、繰り返しの計算により最善の決定がなされ、税引後の割引率を標準税率で割り戻すことで得られるわけではない。

執行決定の根拠

発行者は当初、税引後のキャッシュ・フローと税引後割引率が資金生成単位の使用価値計算に用いられたと説明した。発行者は、税引前のリスクプレミアムを加味した実証的な資本市場のデータは容易に入手できないとして、税引後の割引率を利用した。

IAS第36号の開示規定に従うべく、発行者は税引前割引率を決定するため、平均税率により税引後割引率を割り戻して算出した。発行者は、税引後キャッシュ・フローを税引後割引率で割引くことは、明らかに税引前キャッシュ・フローを税引前割引率で割引くことと同等の結果となり、IAS第36号BCZ第85項により立証されていると反論した。

執行者は、発行者に同意しなかった。IAS第36号第55項及び付録AのA第20項の規定は、明確に税引前割引率を使用することを求めている。更に、IAS第36号BCZ第84項では、税引前キャッシュ・フロー及び税引前割引率を用いて使用価値を算定するように結論を下していた。IAS第36号BCZ第85項は、単純に標準税率により割り戻された税引後割引率が常に適切な税引前の割引率となるわけではないという点を記載しているに過ぎな

い。更に、同項は、「実質」税引前割引率の算定に際し、繰り返しの計算により決定される設例を示している。

執行者は、この設例の最後のアプローチが税引前割引率の決定に使用でき、また、財務諸表にはこの結果算定された割引率が開示されなければならないと考えた。